

広陵町告示第99号

広陵町後期高齢者人間ドック費用助成事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月16日

広陵町長 吉村裕之



広陵町後期高齢者人間ドック費用助成事業実施要綱

広陵町後期高齢者人間ドック・脳ドック健診助成交付金要綱（平成22年3月広陵町告示第51号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、人間ドックを受けようとする奈良県後期高齢者医療保険被保険者（以下「被保険者」という。）に対し、疾病予防及び重症化防止を図るとともに、健康管理に対する認識を高めるため、予算の範囲内において広陵町後期高齢者人間ドック費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において人間ドックとは、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157

号)に規定する検査項目を満たした健康増進等を目的とした総合的な健診をいう。

(助成対象費用)

第3条 助成金の交付の対象となる人間ドックに係る費用は、健診実施機関(人間ドックを受診できる医療機関等をいう。)において実施した人間ドックに係る費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は助成の対象としない。

(1) 人間ドック時の交通費、食事代、文書料その他直接人間ドックに関係のない費用

(2) 他の市区町村において助成を受けた人間ドックに係る費用

(3) 医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員共済組合法(昭和37年法律第152号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)をいう。)の規定に基づき支給される医療保険又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条に規定する医療扶助の適用となる治療に係る費用

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する被保険者とする。

(1) 疾病により入院中又は入院予定でない者

(2) 健診実施機関が発行する検査結果表を、広陵町又は広陵町が指定する機関へ提出が可能である者

(3) 健診実施機関が発行する検査結果表による医師の指導を遵守し、自ら積極的に健康管理に努める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付の対象としない。

(1) 町税等の滞納がある世帯に属する者

(2) 当該年度において、この要綱における助成金の交付を受けている者又は特定健康診査若しくは後期高齢者健康診査を受診している者

(3) 当該年度において、広陵町脳ドック費用助成事業実施要綱（令和8年3月広陵町告示第100号）における交付を受けている者又は受ける予定がある者

(4) 暴力団（広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有する者

（助成金の額等）

第5条 町が助成する回数は、1年度につき1回とし、助成額は15,000円を限度とする。ただし、自己負担額が限度額に満たない場合は、自己負担額を限度とする。

（助成の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、人間ドックを受診した日の属する年度の末日までに、広陵町後期高齢者人間ドック費用助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、受診が年度末であるときその他町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 健康診査受診券

(2) 人間ドック検査費用の領収書の写し

(3) 健診実施機関が発行する検査結果表の写し

(4) 後期高齢者の質問票

(5) 振込口座が確認できるものの写し

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、広陵町後期高齢者人間ドック費用助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるとき、又は支払後に過誤額が確認されたときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第9条 助成金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(受診手続)

第10条 人間ドックを受けようとする者は、受診する健診実施機関に自ら手続し、人間ドックに要する全費用を健診実施機関に支払うものとする。

(検査結果表の管理等)

第11条 町長は、人間ドックの受診者から提出された検査結果表を関係法令に基づき適正に管理等を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。